

倫理に関するガイドラインへの対応状況説明書

ピックルボール日本連盟

1. 倫理に関する基本方針

ピックルボール日本連盟（以下「本連盟」）は、「スポーツにおける倫理の確保」を組織運営・競技活動の根幹に据え、日本スポーツ協会の「スポーツ倫理に関するガイドライン」及び「スポーツ基本法」の精神に則り、以下の通り各項目への対応を講じております。

2. 倫理規定の整備状況

本連盟では、倫理規程を次のように整備しています。

- **差別の禁止、人権尊重**（倫理規定 第3条）
人種、性別、宗教、障がい等に関する一切の差別を禁止し、すべての人の基本的人権を尊重しています。
- **ハラスメント防止体制の確立**（第4条、第14条）
パワハラ・セクハラを含むすべてのハラスメント行為を禁止し、通報窓口を設置して通報者の保護体制を整備しています。
- **公正性と誠実性の確保**（第5条）
八百長、不正審判、暴力行為などスポーツの公正性を損なう行為を禁止し、倫理教育を通じて誠実な行動を徹底しています。
- **未成年者保護・暴力禁止**（第6条、第10条）
青少年の健全な育成に配慮し、体罰や暴力行為の禁止を明示しています。
- **反社会的勢力との遮断**（第7条）
反社会的勢力との関係を一切排除し、関係者にも同様の徹底を求めています。
- **透明性・説明責任のある運営**（第11条～13条）
組織運営においてはガバナンスの透明性を確保し、利益相反の防止、個人情報管理も明文化しています。

3. アンチ・ドーピング体制

「ピックルボール日本連盟アンチ・ドーピング規定」に基づき、JADA および WADA の国際基準に準拠したドーピング防止体制を構築しています。

- **ドーピングの禁止**（第4条）
使用・所持・提供等の違反行為を禁止し、厳格な対応方針を明示。
- **教育・啓発活動の実施**（第5条）
e ラーニングを含む定期的な啓発活動を通じ、選手・指導者の意識向上を図っています。

- **TUE（治療使用特例）への対応（第6条）**

医療上必要な治療についても、JADA 基準に基づき適正に運用。

- **検査・手続・制裁の体制整備（第7条～第12条）**

適切な検査機関による検体分析、違反時の懲戒措置、必要に応じた公表体制を整備。

4. 今後の取り組み

- 倫理委員会の設置および運用ルールの明文化
- 倫理講習・アンチドーピング研修の定期化
- 地方団体への倫理啓発活動の展開
- 通報対応マニュアルの整備

5. 添付資料

- ピックルボール日本連盟 倫理規定
- ピックルボール日本連盟 アンチ・ドーピング規定